

令和3年10月1日

保護者様

県立夢野台高等学校長

### 緊急事態宣言解除後の教育活動について

本県に発出されていた緊急事態宣言が9月30日(木)をもって解除されることとなりました。

つきましては、引き続き感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり教育活動に取り組みます。ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 教育活動

- ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- ・県外での活動（修学旅行を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認の上、感染防止対策を徹底して実施する。

##### 2 感染防止対策

- ・規則正しい生活と毎日の健康観察を行い、感染の疑いがある場合（発熱やひどい咳等の風邪症状がある、PCR検査を受けているなど）、同居家族に同様の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）には登校しない。
- ・校内・登下校時・塾の行き帰り等はマスクをはずしての会話を行わない。

##### 3 部活動

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。
- ・活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（いきいき運動部活動（4訂版）等）。
- ・学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）の参加は、本県の緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせる。
- ・県外での活動（※全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）及び合宿（県内を含む）は、緊急事態宣言等解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせる。